

経済建設常任委員会会議録

平成24年12月17日(月)

(開会) 10:03

(閉会) 14:24

案 件

1. 議案第 93号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第 95号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第 96号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第 99号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)
5. 議案第100号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系水道事業会計補正予算(第2号)
6. 議案第101号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
7. 議案第118号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例
8. 議案第119号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例
9. 議案第120号 飯塚市道路構造の基準に関する条例
10. 議案第121号 飯塚市道路標識の寸法に関する条例
11. 議案第122号 飯塚市移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める条例
12. 議案第123号 飯塚市準用河川の河川管理施設等の構造の基準に関する条例
13. 議案第124号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
14. 議案第125号 飯塚市市営住宅等整備基準条例
15. 議案第126号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
16. 議案第127号 飯塚市下水道条例の一部を改正する条例
17. 議案第133号 市道路線の認定

報 告

1. 長崎街道筑前六宿開通400年関連事業について (商工観光課)
2. 復元した川ひらたについて (商工観光課)
3. 飯まちプレミアム商品券の発行について (商工観光課)
4. 工事請負契約について (上下水道部総務課)
5. 中心市街地活性化事業に伴う都市計画の決定について (都市計画課)
6. 明星寺地区採石場周辺市道について (土木管理課)
7. 公用車における交通事故について (土木管理課)
8. 市道上における車両損傷事故について (穂波支所経済建設課)
9. 災害復旧工事で発生した死亡事故について (農業土木課)
10. 財政見通しについて (財政課・行財政改革推進室)

所管事務調査

1. 剪定した草木等の処理について

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第93号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を

議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

事業管理課長

「議案第93号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」の補足説明をいたします。

補正予算書の185ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ58億28万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を189億9024万1千円とするものでございます。

今回の補正は、払戻率の変更に伴います関係経費の減及び売り上げ額の減額と9月までの売り上げ等の実績を踏まえ、執行残などの整理を行ったものでございます。

その主なものを事項別明細で説明いたします。歳出でございますが、192ページをお願いいたします。1款2項1目事務費7節の賃金1526万1千円の減につきましては、配置人員数減等、決算額を見込んで補正するものであります。

次に8節報償費、記念品料1431万1千円の増につきましては、払戻率変更に伴いますファンサービスの経費を計上しております。

次に193ページの上段のほうですが、19節負担金補助及び交付金のうち財団法人JK A交付金につきましては、概算日程から確定日程等の見込み及び実績等による見込みによりまして、3億7880万6千円を減額するものです。また、西日本選手共済会交付金につきましては、積算人員の確定により減額するものであります。

次に場外発売関係経費につきましては、オートレース川辺の開設に伴った売り上げ実績、見込み及び佐賀県小城市のオートレース牛津のオープン見込み時期の変更などによりまして、関係経費の減額を計上いたしております。

次に2目宣伝費、13節委託料、電話投票等マイレージサービス業務委託料につきましては、払戻率変更に伴いますファンサービスの向上等にかかるマイル割増制度を拡充するための経費252万円を計上しております。

次に194ページをお願いいたします。4目賞典費、8節報償費、賞金につきましては、賞金の見直しにより、8794万1千円を減額計上いたしております。

次に5目勝車投票券払戻金、22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券払戻金につきましては、売り上げの減、払戻率改正により46億192万4千円を減額計上いたしております。

次に195ページをお願いいたします。3項管理費、2目施設改善費、15節工事請負費各所改修工事につきましては、老朽により各所施設の改修を行うため800万円を増額計上し、走路改修工事、消防用発電機取替工事等につきましては、執行残を減額計上いたしております。

次に、戻っていただきまして187ページをお願いいたします。退職従事員18名に対応するため、自動発払機借上料として、平成24年度から平成31年度までの債務負担行為として平成25年度から平成31年度まで各年度1889万2千円を限度として、総額1億3224万4千円を計上しております。

次に、同じく老朽化した4面マルチビジョンのリプレイスとしてマルチビジョン借上料として、平成24年度から平成31年度までの債務負担行為として平成25年度から平成31年度まで各年度794万1千円を限度として、総額5千558万7千円を計上しております。

続いて歳入でございますが、189ページをお願いいたします。1款1項1目1節の勝車投票券発売収入53億6539万3千円の減及び2款1項1目1節の場外発売業務負担金4億1657万8千円の減につきましては、開催日程の見直し及び専用場外場の見込み減により、減額補正を行うものです。

次に190ページをお願いいたします。4款1項1目小型自動車競走場施設改良基金繰入金1600万円の減につきましては、歳入で説明いたしました走路改修工事等に伴うもので、執行残等によりまして減額補正するものです。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

193ページ、事業費のところ専用場外発売所地元協力金、これに関連してですけれど、川辺のほうの売り上げが思うように伸びていかないというのがありますよね、これはどういうふうに考えておられるのか、この点をまずお尋ねいたします。

それとともに、小城市のほうはどういうふうになっていっているのか。この2点をお尋ねいたします。

事業管理課長

7月18日にオープンいたしましたオートレース川辺につきましては、現在目標の約10%程度の売り上げにとどまっております。これにつきましては、認知不足ということがかなり影響しているのではないかと考えておりました。グレードレースの場外発売につきましては、その間、解説ができるMCを派遣いたしまして、場内の皆さんにわかりやすい解説等を行っております。また、地元の設置者であります株式会社デュナミスのほうから企画いたしました。本場見学ツアー、こういったものを行いまして11月末も含めまして2回ほどツアーを行っております。引き続きまして、年明けまして、これは飯塚市のほうの主催でございますが、鹿児島市内中心で募集ツアーをかけまして、現在40名の定数で募集いたしましたところ、1月13日、それから1月後半の27日、2日とも多数応募がございまして、40名を超えましたので総枠をふやしまして、それぞれ100名ずつのバスツアーを企画いたしまして、ほぼ満席という状況になっております。こういった状況から、認知不足の部分につきましては少しでも改善しながら売り上げ向上に努めていきたいというふうに考えております。

それから2点目でございますが、小城市のオートレース牛津の件でございますが、現在も設置予定者が地権者と引き続き交渉を行っておりますということでございまして、前回閉会中の委員会にご報告申し上げました状況が変わっておりませんが、引き続きこちらの状況については詳細な報告を受けながら設置、オープンに向けて進めていきたいというふうに考えております。

道祖委員

小城市の件ですけれど、川辺の状況がやっぱり売り上げが伸びないと小城市のほうも売り上げが伸びないということで、開場するということにならない可能性があるのではないんですか。そういうことはない。要は、川辺の結果次第では、小城市は思うようにオープンできないというような傾向になっていくんじゃないかなというふうな懸念をいたしますけれど、その辺はどういうふうに考えていますか。

事業管理課長

佐賀県小城市のオートレース牛津の件につきましては、委員言われますとおり、オートレース川辺の売り上げ状況も影響するのではないかとございしますが、確かに認知不足というものにつきましては、オートレース川辺のほうでも若干出ましたので、そういった点は当然、若干影響はある可能性はございますが、ただ佐賀県小城市につきましては、オートレース川辺と違いましてオートレースの認知度につきましては全然問題ないと言いますが、オートレースについての認知度は数段上だというふうに思っております。その点につきましては設置者のほうも、JKAのほうも認識しているところでございまして、あとは地権者との状況によりましては、規模を考えながらも実施したいという形でいま地権者と、まあ我々のほうに情報を提供いただいているところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

歳出のほうでお聞きしたいんですが、競走費の中に事務費がありますよね。事務費で市の職員の給与手当は10人分出ているんですけども、一般で働いている方、どういうふうに表現していいんでしょうか、職員でいいんですかね。従業員の方。この人数と明細関係というのは、今わかりますでしょうか。わかるなら教えていただきたいんですが、わからなければその資料を後ほどいただきたいんですけども、どんなふうでしょうか。

事業管理課長

今ご質問の従事の従事員さんのことだというふうに理解いたしておりますが、嘱託さんを除きまして一般の従事員さんにつきましては、全体で4月1日現在で299名在籍いたしております。その中には監督、主任、それから発売従事員も含まれています。それから1日の賃金につきましては、6,800円という形で本場、それから場外発売時には支給いたしております。

小幡委員

299名、1日6,800円、日当という形、時間給とか、日当でいけば、日当というようなスタイルで開催日に応じて出た日数×6,800円というようなアバウトな計算でいいんですかね。

事業管理課長

そのとおりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第93号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

農林振興課長

「議案第95号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。補正予算書の207ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額からそれぞれ70万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8414万4千円とするものでございます。

今回の補正は、市場の売り上げの上半期実績が減少したことによる市場使用料の減額が主なものでございます。

主なものを歳出から説明いたします。211ページをお願いいたします。1款1項2目の市場管理費17万5千円の減は、決算見込みによる職員給与費及び市場管理費等の減額でございます。

歳入の説明をいたします。210ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売場使用料49万5千円の減額は、市場使用料の本年度見込みによる水産物部使用料の減額でございます。2款1項1目の一般会計繰入金22万3千円の減額は財源調整をしたものでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第95号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第96号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第96号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。「平成24年度 飯塚市一般会計・特別会計補正予算書」の215ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5832万1千円とするものでございます。

次に、事項別明細により歳出から説明いたします。219ページをお願いいたします。主なものといたしまして、1款1項1目の一般管理費の職員給与費216万4千円の減額は、異動に伴う担当職員の変更によるものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。218ページをお願いいたします。1款1項1目の駐車場使用料の96万1千円の減額は、本町駐車場使用料の本年度の見込みによるものでございます。2款1項1目一般会計繰入金の139万4千円の減額は、歳入歳出の収支によるものでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

ちょっと細かいことをお尋ねするかもわかりませんが、218ページの歳入、駐車場使用料、これ見込み額が96万1千円減額ですけど、これ台数にしたらどれぐらいの台数を見るんですか。

土木管理課長

ちょっと具体的な数字というのは、現在のところでの数字は把握しておりませんが、平成22年度、23年度の減額予想の減額台数にあわせて、本年度の台数を予測し減額としております。

道祖委員

見込みでということですから、年々減っていつているということですよ。ここで細かいことをお尋ねするのは差し控えますけれども、どれぐらい減ってきてるかですね、次回でも報告していただければ。本町に来る人が少なくなっているということになっていつているんだろうと思うんですよ。中心市街地の活性化もやっていこうとしてるんで、どういふふうな状況になってきてるかだけ確認させていただきたいと思いますので、次回報告できるものがあつたら報告をしてください。よろしく申し上げます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第96号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については、

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)」、「議案第100号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)」及び「議案第101号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」、以上3件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

「議案第99号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)」について、補足説明いたします。別冊になっております補正予算書の1ページをお願いします。第3条の予算の収益的収入につきましては、358万2千円を減額して、予定額を20億5308万2千円とするものでございます。

2ページをお願いします。収益的支出につきましては、1584万円を減額して、予定額を19億8589万4千円とするものでございます。

第4条の予算の資本的収入につきましては、3億6819万1千円を減額して、予定額を10億9932万2千円とするものでございます。

3ページの資本的支出につきましては、3億9939万3千円を減額して、予定額を19億1552万7千円とするものでございます。

第5条の継続費につきましては、平成23年度から24年度に実施しております配水施設整備事業の契約に伴い、総事業費の見直しを行い、変更するものであります。

内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。15ページをお願いします。収益的収入の358万2千円の減額の主なものとしましては、16ページの消費税及び地方消費税還付金の減であります。この消費税還付金の減につきましては、課税仕入れが減少したことによるものです。

次に、収益的支出の1584万円の減につきましては、主に委託料、修繕費の執行残等による減、20ページの企業債利息の減によるものでございます。

21ページをお願いします。次に、資本的収入の3億6819万1千円の減の主なものとしましては、企業債、出資金の減でございます。

22ページをお願いします。資本的支出の3億9939万3千円の減につきましては、主に改良事業費の委託料、23ページの新設事業費の工事請負費、24ページのメーター購入費、第8期拡張事業費の工事請負費等の減等によるものであります。

以上、簡単ですが、水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

次に27ページをお願いします。「議案第100号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)」について、補足説明いたします。第2条の予算の収益的収入につきましては、38万6千円を減額して、予定額を2392万4千円とするものでございます。

収益的支出につきましては、569万5千円を減額して、予定額を3295万4千円とするものでございます。

内容につきましては、33ページ以降の補正予算明細書により説明いたします。収益的収入の38万6千円の減額の主なものとしましては、給水収益の減でございます。

収益的支出の569万5千円の減額につきましては、主に職員の配置換えによる人件費の減でございます。

以上、簡単ですが、産炭地域小水系用水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、35ページをお願いします。「議案第101号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、補足説明いたします。第3条の予算の収益的収入

につきましては、1722万8千円を増額して、予定額を13億5211万2千円とするものでございます。

収益的支出につきましては、4524万9千円を減額して、予定額を12億5298万1千円とするものでございます。

第4条の予算の資本的収入につきましては、8008万7千円を減額して、予定額を12億2513万円とするものでございます。

資本的支出につきましては、6503万1千円を減額して、予定額を19億2001万1千円とするものでございます。

内容につきましては、45ページ以降の補正予算明細書により説明いたします。収益的収入の1722万8千円を増額につきましては、有収水量の増に伴う下水道使用料の増でございます。

46ページをお願いします。次に、収益的支出の4524万9千円の減額につきましては、主に47ページの処理場費の委託料、49ページの支払利息の減によるものでございます。

50ページをお願いします。資本的収入の8008万7千円の減額につきましては、主に国庫補助金が減となったものであります。

51ページをお願いします。次に、資本的支出の6503万1千円の減額につきましては、主に施設整備費の負担金、施設改良費の工事請負費、用地買収費の減によるもので、理由としましては、国庫補助金の減額等に伴うものであります。また、23年度から25年度までの債務負担行為を行っており浦田第一雨水幹線整備工事負担金につきましては、地元調整に伴う工法等変更により工事が中断となっており、本事業の見直しを行っております。このため、工事負担金、用地買収費等を減額しております。

以上、簡単ですが、下水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第99号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第100号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第101号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

事業管理課長

議案書の50ページをお願いいたします。「議案第118号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

提案理由といたしましては、オートレース活性化及びサービスの向上の一環といたしまして、競走場の入場料を無料化するため、本案を提出するものであります。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。第4条の見出し及び飯塚競走場の入場者の入場料、但し書きの全部改正を行い、飯塚競走場の入場料を無料とし、平成25年4月1日から施行するものであります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

100円を無料にするということですが、この入場料無料化による収入減の見込み額はどのくらいになるんでしょう。

事業管理課長

平成23年度1900万円強の収入でございましたので、現在、平成24年度が全体的には10%程度の入場者の減になるのではないかとというふうに想定してまして、24年度の収入につきましては1700万円から1800万円ぐらいの収入見込になるのではないかと考えております。したがって、この部分につきましては25年度については収入がないというふうには考えておりますが、入場料を無料化いたしますことによりまして若干入場者がふえるということもございますし、入場料そのものが無料になりました関係でさらにその分については投票のほうにいただけるのではないかとというふうには考えております。

瀬戸委員

言われている意味はわかるんですけどね。もし、これ1年なら1年間、期限を持ってやられて売り上げ増につながらなかった場合は、それでも続けていかれるんですか。その辺をちゃんと検証してから、入場料が無料になってお客さんがふえた、そして売り上げが上がったというんだったらいいでしょうけど、のんびんだらりとその辺も検証しないで、ずっと無料化するというのもどうかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

事業管理課長

今回の入場料無料化につきましては、払戻率変更に伴います6場統一行動の一環といたしまして、伊勢崎場がもう先に入場料無料化いたしておりますが、5場につきましては来年の4月1日から統一してファンサービスの一環としてやりましょうということで、今回提案させていただいております。現在のところ、入場料無料化はそのまま継続していくつもりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第118号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長

「議案第119号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明いたします。議案書の52ページをお願いいたします。本議案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、都市公園

法及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する技術的な基準について、本市条例において定めることとなりましたので、本条例改正議案を提出するものです。

では、本条例案の改正点につきましてご説明いたします。第1条の2につきましては、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準について定めるもので、本市の住民1人当たりの都市公園の面積は国の参酌基準を既に上回っており、将来の人口推移等を踏まえ、今後も国の参酌基準を下回らないよう都市公園を整備、維持管理することとし、国の参酌基準どおりといたしました。

次に、第1条の3につきましては、都市公園の配置及び規模の基準について定めるもので、本市の都市公園の規模の現状は、平均値においては国の参酌基準と近い数値にありますが、国の参酌基準に満たない小規模な都市公園もあることから、地域の方が主として利用する街区公園、近隣公園、地区公園については、本市の都市公園の最小規模の面積を基準として、独自の基準を採用いたしました。また、総合公園や運動公園などのその他の都市公園の面積基準、都市公園の配置基準等については、様々な事情を考慮する必要があるため、都市公園の機能を十分発揮できることなどを考慮し適宜面積及び都市公園の配置を決定することとして、国の参酌基準どおりといたしました。

次に、53ページの第1条の4及び第1条の5につきましては、本市の都市公園内に建築物を建築する際に都市公園敷地に対する公園施設の建築面積制限について定めるもので、都市公園法の制定時に、都市公園の本来の機能を阻害しないために建築物が建築される限界、いわゆる建ぺい率でございますが、2%を超えてはならないと定められた経緯があり、また、今後想定される高齢社会に向けたバリアフリー化した施設の設置にも対応可能なことから、国の参酌基準どおりとしております。

次に、第1条の6及び別表第4につきましては、都市公園の園路、広場、駐車場等の都市公園の施設について、高齢者、障がい者の方などが利用しやすい公園施設とするよう、公園施設を設置する際の技術的な基準について条例案で定めております。技術的な基準の内容については、高齢者、障がい者の方などの移動や利用の安全性や快適性を確保し、より安全・快適な都市公園を目指すため、福岡県都市公園条例の特定公園施設のバリアフリー化基準を参考として、本市の独自基準案としております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

道祖委員

参酌基準でこれつくられたということだと思いますけれど、まずですね、この条例が該当する公園というのは、市内に何カ所あるのか。

都市計画課長

いま現在市内に都市計画決定をしております都市公園につきましては、全体で街区公園が52カ所、近隣公園が5カ所、地区公園が2カ所、その他あわせて74になっております。

道祖委員

その74カ所の中で設備基準を設けているわけですが、この設備基準に合致しているのは何カ所になってるんですか。

都市計画課長

いま現在、都市公園で整備されている部分につきましては、全ての部分が具体的にどの基準が満足しているかどうかというのはちょっと現在把握はいたしておりません。今回の条例案を提出するに当たりまして、今後改築及び新設をする際にこの基準をもって整備をしていくというふうなことであります。

道祖委員

新設はわかります。改築は今後改築するときということですね。で、今の74カ所中、いく

らがこの基準に合ってるか把握していないという答弁ですけど、どういうふうになっているか、実態をまずつかんで、そして、それで改築するのかもしれないのかということきちっと報告してください。それが1点。

それと、というのはですね、この基準でつくっていただくのはこれが一番いいんですよ。しかし、改築ということになれば相当な経費がかかってくる。これも実情として厳しいものがあるというのは承知している。その中でどれぐらいのものをいくつ、何カ所ですね、この基準を満たすような形で整備していくかということもきちっと説明していく必要がある。取り組みを行政としての姿勢を示す必要があると私は思っていますので、その辺をきちっと示していただきたい。

それと、これなぜこんなこと言うかということですね、高齢者、身体障がい者等が利用するというような形で書いておりますけれど、一般の人もそうなんですけれどね、私がここをずっと見て、トイレ、便所ですね、こういう時期になりますと行事をしてライトが付いていない所が多数あるんですよ。おそらく公園はほとんどライトが付いてないと思うんですよ。だから、そういうことについての配慮が何も書かれていないような気がするんですよ。照明についてはどういうふうを考えるのかということなんですけれど、特にトイレ。男性の場合は構わないんですよ。女性の方のトイレ、これはやっぱり暗いと大変だというのがあり、また高齢者の方も身体障がい者用のトイレがどういう配置になっているのか、市内は。今コンビニやいろいろありますけれど、そうは言いながらも市として公園の中でそういう障がい者の方や高齢者に対してのトイレ。で、またそれを使用するときの照明のあり方とかいうのについてどういうふうに考えているのか、考えがあれば。

都市計画課長

いま委員申されますトイレの電気、その辺りにつきましては、実際整備する中におきましては、電気を付けるという部分は当然でございます。ただ、いま管理がなかなか行き届いてないという分がございます。今回、条例に上げさせていただいております、俗に言うバリアフリー法、これにつきましては国のほうの現在、省令がございます。その基準を今回は独自といたしますが、福岡県の都市公園条例を参考にしております。具体的にトイレで行きますと、省令では80センチの・・・

道祖委員

あのね、それはわかると、国の基準とか県の基準は。僕が言っているのは、使用者の実態から考えていったときにライトの付いている公園のトイレと付いていないトイレがあるんですよ。そういう実態を把握していますかということ。そのライトを常時点けなさいとかいう話じゃないんですよ、電気代の問題もあるから。ただ、こうして見てたら、センサー付きのトイレが整備されている所もあるんですよ。ライトの付いていない所もあるんですよ。管理の問題やいろいろあるというのも承知している。ただね、やはりいろんな方がトイレを使いますから、公園の。だから、そういう点から考えたら、昼間だけ公園を使うという話ではないと思うんですよ。特に秋口から、この暗いときは行事をやっていて行事が暗くなるとかかる時もありますから、そういうときはやはり配慮が必要じゃないかなと思うんですよ。僕が74カ所あってどうなのかって聞いたら把握していないということだから、これはやっぱり把握してどういふふうにあるべきかというのを考えていただきたいなというのがあるんですよ。ただそういうことが、きめ細かさが全然書かれていないと、トイレだけ見たらね。大きさとかがそういうのはわかっているんですよ。使用者の立場から考えたらそういうこともあるんじゃないかなと。現にライトが付いているトイレも整備されているんですよ、センサー付きの。どこか知っていますか。自分が市内を歩いていてそういうのを感じるから、だからそれはどうあるべきなのかということやはり考えて盛り込んでいかなくちゃいけないんじゃないかと。ここに条例として書いていないけれど、運用の中でどうあるべきか、それはぜひ考えていただきたい。先ほど言

いましたように、74カ所について把握をしてここはどうあるべきだ、ここはどうあるべきだぐらいは前向きに、市民の立場に立って取り組んでいただきたい。これは要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

瀬戸委員

道祖委員と同じことになるんですけど、まず飯塚市1人当たりの敷地面積の標準が10平方メートル以上ということで、今の公園、全部あわせて何ヘクタールあるのかわかりませんが、1人当たりの市民にして充足しているんですか、公園としては。どうなんでしょうか。まだつくる余裕があるのか、ないのか。

都市計画課長

いま住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準ということで、国のほうの基準では都市計画区域内が10平方メートル、市街化区域内が5平方メートルというふうな基準になっております。現在の本市におきましては、都市計画区域全体で13.55平方メートル、市街化区域内におきましては5.22平方メートルとなっております。基準値的には目標はクリアしているという状況でございます。

瀬戸委員

地区公園といいますかね。開発したときの公園は、団地なんか開発されたとき公園をつくらせますよね、あれは地区公園と言わないんですかね。

都市計画課長

開発等が出てきます、俗にいう開発公園につきましては今回の都市公園法に基づきます都市公園ではございませんので、今回の数字には入っておりません。

瀬戸委員

それはおそらく家を建てられる業者の方がそこに団地をつくる、これはもう都市計画法で決まっていますから、当然いるものだろうと思います。地区公園、例えば私の所では徳前の公園があるんですが、結局、先ほど道祖委員が言われたように夜は暗いんですよ。それこそ街灯もなければ、危険地域になるんですね。変なのがたまったりとか、変なのが住みついたりとかですね、変な場所になってしまうという懸念がありますので、先ほどおっしゃったとおり、それはきちんと何カ所そういうのがあって、そして本当言っていないんですよ、子どもさん使っていないんですよ。あれはなんかこう、地元でいま言われるように公売なんかされて、売ってもいいんじゃないんですかね。そんなにほとんど使ってませんので、そんな所たくさんありますよ。それも把握されて、もし維持管理費がかかるのであったら、ここは地元の皆さんに言って使わないだったら、もう売りますよというようなこともできるんじゃないかなと思っていますんですけど、その辺はどうなんでしょう。

都市計画課長

なかなか都市計画決定しております、既にもう整備もされている公園でございますので、確かに言われるように、なかなか使われていない公園が多々ございます。その中でいかに維持管理を使いやすくいたしまして利用者の方にご不便をかけないような形で維持をしていくというスタンスでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

瀬戸委員

一度、都市計画公園として上げたら落とすことはできないの。1回上げたものは落とせないの。

都市計画課長

いま既に整備基準を満たしておりますので、変更とかいう部分は確かにあると思いますけれども、完全に落としてしまうという部分はなかなか難しいということです。

瀬戸委員

何か以前はそういうのは売ってもいいような話が出ていたから、僕はできるのかなと思ったんですけどね。ただ、それをどうしてもできないというならね、整備のほうをきちんとしてもらわないと。いま言ったように本当に危険箇所になったりとか、遊具なんかでも、もう近くの人が誰かが行って、例えば鉄棒を握ったと、錆だらけで手が真っ黒になったとか、けがしたとか、そういう話が来たときだけ行ってもらっているような状況ですからね。その辺もきちんと把握してもらわないと、せっかく置いていて誰も使う人もいない。そんなものは全部廃止したほうがいいですよ。草ばかり生えて蚊は多いし、本当にあまり利用されていない所を把握して、何かそういうことをきちんと相談して、そして大きな公園、例えば勝盛公園とか手を入れられて今すごく多いですけど、旗忠公園、山の上に上がって何かわけのわからない暗い公園になってしまってますけど、ああいう大きい公園とか、庄司の庄司公園ですか、あそこも知っていますか、上のほうに上がって、木が腐れてしまってトイレは落書きだらけで怖いような感じになっていますけどね。そういう所をきちんとそういうものを売ったお金で整備するとかできれば、そういう大きい所をきちんとして整備されて、まあ穂波のほうは私も知りませんが、大将陣公園とかいろいろあるんでしょうけど、筑穂も庄内も。そういういらぬ所を全部整理して、ある程度利用者が多く来られる所に予算をつぎ込めるならつぎ込んだらどうかと思うんですけどね。そういうことができるんだったら検討してみてください。要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第119号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第120号 飯塚市道路構造の基準に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第120号 飯塚市道路構造の基準に関する条例」の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書73ページをお願いいたします。条例の制定は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い道路法の一部が改正され、地方が管理する道路の構造の技術的基準について地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴い、市道を新設または改築する場合における道路の構造について、一般的な技術基準について必要な事項を定めるものでございます。

条例を定めるに当たり、国がこれまでどおり国が定める項目、あるいは国道、県道にかかわる項目を除き、参酌の基準となります道路構造令を検討し、既存の道路との整合性、影響等を考え、同一の基準とすることが適正であると考え、同一の基準を定めるものでございます。施行日は平成25年4月1日からでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第120号 飯塚市道路構造の基準に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第121号 飯塚市道路標識の寸法に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第121号 飯塚市道路標識の寸法に関する条例」の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書90ページをお願いいたします。条例の制定は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い道路法の一部が改正され、地方が管理する道路標識の寸法等について地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を制定するものでございます。

条例を制定するに当たり、参酌の基準となります「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」を検討し、市道に設置します案内標識、警戒標識並びにこれに附置される補助標識等の標示板及び文字の大きさについて、参酌基準と同一の基準を定めるものでございます。施行日は平成25年4月1日からでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第121号 飯塚市道路標識の寸法に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第122号 飯塚市移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第122号 飯塚市移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書94ページをお願いいたします。条例の制定は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正され、地方が管理する道路の移動等の円滑化に必要な道路の構造に関する基準を地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴い、必要な道路の構造について必要な事項を定めるものでございます。

条例を定めるに当たりまして、参酌の基準となります省令の「移動等の円滑化に必要な道路の構造に関する基準」を検討し、歩道、立体横断施設、乗り合い自動車停留所、自動車駐車場、その他の施設において、必要な基準について同一の基準を定めるものでございます。施行日は平成25年4月1日からでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第122号 飯塚市移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第123号 飯塚市準用河川の河川管理施設等の構造の基準に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第123号 飯塚市準用河川の河川管理施設等の構造の基準に関する条例」の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書106ページをお願いいたします。条例の制定は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い河川法の一部が改正され、市町村が管理する準用河川の河川管理施設等の構造に関する技術的基準を地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものでございます。

条例を定めるに当たり、省令であります河川管理施設等構造令に定めてあります基準を参酌いたしまして、市が管理します準用河川の管理施設等の堤防、堰、水門及び樋門、揚水機場・排水機場、橋、これらの主要なものの構造を参酌基準と同一の基準を定めるものでございます。施行日は平成25年4月1日からでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第123号 飯塚市準用河川の河川管理施設等の構造の基準に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第124号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

建築住宅課長

「議案第124号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い公営住宅法の一部が改正され、市営住宅の入居者資格のうち入居収入基準に係る金額及び特に居住の安定を図る必要がある者、これを裁量階層と言っておりますが、その範囲を条例で定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、公営住宅入居収入基準の本来階層15万8千円、裁量階層21万4千円。改良住宅の入居収入基準、本来階層11万4千円、裁量階層13万9千円、この基準は公営住宅、改良住宅とも従来どおりの入居収入基準にしております。

しかし、裁量階層のところ、これまで同居者に小学校就学前の者がある場合、それを中学校就学の終期に達する者までがある場合までに拡大して、子育て世帯の生活の安定、支援を行うことにしております。

なお、参酌基準では月収25万9千円以下まで引き上げ可能ですが、基準を引き上げた場合、平均的な3人家族、夫婦・子ども1人で計算いたしますと551万円の年収となり、福岡県の平均年収が424万円であることから、現行の入居収入基準を上げることは公営住宅の本来

の目的である「住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の住宅を提供する。」という基本を逸脱する結果となると判断し不相当と考え、21万4千円という基準としております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第124号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 飯塚市市営住宅等整備基準条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

建築住宅課長

「議案第125号 飯塚市市営住宅等整備基準条例」について説明いたします。議案書の126ページをお願いいたします。公営住宅や共同施設の整備基準につきましては、これまで国土交通省令で定められた整備基準に従い事業を行わなければなりませんでした。今回の権限移譲に伴い、国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定める整備基準に従い、公営住宅の事業を行わなければならなくなりましたので、今回、条例を制定するものであります。

公営住宅の整備に関して求められている利便性や安全性、住戸の大きさなど、基本的な方針を定めるものであり、参酌すべき基準の内容にて、本市の市営住宅におきましても整備すべきと判断し、参酌すべき基準を基本に制定を行います。飯塚市独自の基準といたしまして、現在の車の利用状況から判断して「駐車場」の整備基準と、木材の利用の促進に関する法律に基づき「木材の利用」の整備基準についての項目を追加し、飯塚市市営住宅等整備基準条例を制定するものでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第125号 飯塚市市営住宅等整備基準条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第126号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上水道課長

「議案第126号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。議案書の130ページをお願いします。一括法による水道法の改正に伴い、条例で定めることとされた事項は、布設工事監督者を配置すべき工事の範囲、その布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格の3点でございます。

まず、布設工事監督者を配置すべき工事の範囲につきましては、第40条の2で、水道施設

の新設工事と水道施設の増設・改造工事で「1日最大給水量、水源の種別、取水地点、浄水方法の変更」に係る工事、「沈澱池、濾過地、浄水地、消毒設備、配水池の新設、増設、大規模改造」に係る工事に限るものと定めるものです。

また、布設工事監督者の資格につきましては、131ページの第40条の3で、水道技術管理者の資格については第40条の4で、大学、短期大学、高等専門学校等で履修した衛生工学・水道工学等の学科目に応じ、それぞれ所定の上水道技術の実務経験年数によりその資格を認めるものです。

布設工事監督者を配置すべき工事の範囲につきましては、法令で定める基準を参酌して定めることとはされていませんが、水道法第3条第10号に定義されている水道の布設工事と同じものにすることが、関係法令との整合性を考えたときに合理的であることから、水道法、水道法施行令に準拠した「水道の布設工事」に限ることとするものであります。

一方、布設工事監督者の資格と水道技術管理者の資格につきましては、「政令で定める資格を参酌して、条例で定めること」とされています。ここでの参酌につきましては、飯塚市が設置し、また今後設置していく水道施設は、全国的にも特殊なものではないこと、本市の地域性には現在の資格基準に新たに追加あるいは緩和すべき特別な事情がないこと、現在の資格基準を満たしている者を布設工事監督者と水道技術管理者の有資格者とすることに支障はないことから、独自の基準は設けず、政令で定められている基準と同じ基準とすることが適切で合理的と判断したものであります。

なお、今後課題が生じた場合には独自の基準を定めることは可能ですので、その都度適切な対応をまいります。

また、政令において厚生労働省令に委任されている事項については、企業管理規程に委任することとし、条例の施行は来年25年の4月1日からとしております。

なお、これらにつきましては、10月にホームページで意見募集を行いました。条例案に対する意見はありませんでした。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第126号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第127号 飯塚市下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

下水道課長

「議案第127号 飯塚市下水道条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。議案書の134ページをお願いします。一括法による下水道法の改正に伴い条例で定めることとされた事項は、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理の基準でございます。

公共下水道とは排水施設と処理施設からなりますが、まず、排水施設、処理施設に共通する基準として第2条の3で、耐久力のある構造で、漏水や地下水の侵入を防ぐ措置、生活環境の保全、健康への支障を生じさせない措置、地震に対する措置を講ずることとするものです。

排水管等の排水施設につきましては、135ページの第2条の4で、下水の排除を支障なく

行える構造とすることとしまして、終末処理場については、第2条の5で、臭気の発散の防止する措置、生活環境の保全や健康の保護に対する措置を施した構造とするものです。

終末処理場の維持管理につきましては、136ページの第2条の7で、施設の機能を維持するための措置、臭気の発散、衛生管理上の措置、生活環境の保全、健康の保護に対する措置を講ずることとするものです。

ここでの参酌につきましては、飯塚市の下水道施設は全国的にも特殊なものではないこと、現在の施設は現行の基準を満たした施設であり、今後もこの基準を順守して維持管理を行うことが適切であること、本市の地域性には現在の基準に新たに追加すべき特別な事情がないことから、独自の基準は設けず、政令で定められている基準と同じ基準とすることが適切と判断したものであります。

なお、今後課題が生じた場合には、独自の基準を定めることは可能ですので、その都度適切な対応をしております。

また、政令において国土交通省令等に委任されている事項につきましては、企業管理規程に委任することとし、条例の施行は来年25年の4月1日からとしております。

なお、これらにつきましては10月にホームページで意見募集を行いました。条例案に対する意見はありませんでした。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

特段、127号についてお尋ねするわけじゃないんですが、今回、各条例の改正がかなり出ております。理由として、地域の自主性、自立性を高めるための改革の推進を図るために条例改正をやってますよね。可決はしてきましたけど、119号の道路の構造の改定とかですね、道路標識の寸法を変えたりとかいろいろやっていますけども、上下水道に関連してでもですが、これは条例に伴って飯塚市が決定していきますけども、予算に将来からできますよね。改定していくためにはお金が必要になるんですが、これは国の定めから交付税か何かかふえるんでしょうかね、その条例に伴って。そのところ誰か回答いただけますか。

都市建設部長

この条例改正につきましては、例えば先ほど公園のほうでも言われておりましたけど、改築、いま既設の部分については何ら国からの措置は現在のところございません。今後、この条例を定めたことによる新築の部分についても、今までどおりの社会資本整備交付金とかそういう補助事業に今までどおり則ってやっていく部分しかございませんので、下水道の部分はあるかと思えますけど、大部分が単費の経費になるかと思っております。

小幡委員

これは全般的には地域主権の考えで条例が定められていっていると認識でいいですね。

(「そのとおり」と呼ぶ声あり)

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第127号 飯塚市下水道条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第133号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第133号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書の153ページをお願いいたします。道路法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回、認定する路線は4路線、延長281メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線が寄附採納に伴う路線認定、及び一連番号2番から4番の路線が開発行為に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所につきましては、154ページから157ページに記載しております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第133号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:30

再 開 11:41

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

なお、案件に記載の報告事項の順番が変更となりますが、最初に「財政見通しについて」、報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

本市の普通会計における財政見通しについての説明をさせていただきます。今後の財政見通しを立てる上で、合併特例債を活用した事業は非常に大きく重要なものでございますので、その説明を先にさせていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。「3.合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」についてご説明いたします。整備の対象となります施設は、公共施設等のあり方に関する第一次及び第二次実施計画、その他行政計画等において、公共施設等として存続することが決まっている公共施設、移譲等が予定されている施設で、整備が必要な施設とします。ただし、運営方針等が決まっていない施設は、方針決定後に整備を検討することにしており、今回対象としていません。また、緊急な整備を必要としない都市公園等の整備は対象としていません。整備の期間は、合併特例債等の活用を前提としていることから、平成24年度から繰り越しという形を使いまして、平成33年度の10年間とし、それぞれ5年間で区切り、前期、後期に分けて整備を行います。整備対象施設を検討するうえで考慮すべき事項としましては、既に行政計画において整備が決定している施設であるかどうか、災害時に重要な役割、機能等を果たす施設であるかどうか、市民の利用が多い、代替施設がないなど重要な施設であるかどうか、

以上の事項を考慮いたします。

整備手法の考え方としましては、公共施設の整備は、個々の施設の老朽化や立地の条件等により異なりますが、原則耐震基準を基にした整備手法とします。まず一つ目の区分ですが、旧耐震基準以前の建築物、これは昭和45年12月以前に建築許可を受けた施設で、これにつきましては、建て替え又は耐震診断の結果によっては耐震補強による整備を原則とします。次に、新耐震基準以前の建築物、昭和56年6月以前に建築許可を受けた施設でございますが、これにつきましては、耐震診断を行い、耐震補強による整備を原則とします。次に、新耐震基準の建築物、昭和56年7月以降に建築許可を受けた施設、これにつきましては、新耐震基準を満たしていることから、原則耐震補強等、施設本体の整備は行わないが、管理運営に支障をきたすような設備の改修、増築等の整備を行います。

次に事業費の概要についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。この事業費の概要は、平成24年度以降の事業における公共施設の整備、浸水対策、中心市街地活性化、及び水道事業等の各事業につきまして、合併特例債などを活用した事業を一覧表にまとめたものでございます。公共施設の整備につきましては、各施設の区分ごとに、整備時期、これは前期が24年度から28年度、後期を29年度から33年度としております。及び対象施設、事業費、財源を記載しています。財源につきましては、国県の支出金、合併特例債、その他の財源、一般財源の4区分にいたしております。なお、その他の財源は、学校債や過疎債などを活用することとしています。公共施設の区分では、小中学校、地区公民館、文化・スポーツ施設、医療施設、子育て・社会福祉施設、衛生・環境施設、市営住宅、その他の施設、これは市役所本庁舎でございますが、そういった区分といたしております。中段に記載しています公共施設の整備の計は、525億8千万円で、合併特例債を303億5700万円活用する予定でございます。

次に、公共施設以外の事業費でございますが、浸水対策事業の建設関連事業、防災関連事業、いずれも短期事業でございますが、合わせまして67億4900万円、中心市街地活性化関係で60億400万円、この事業は、休日夜間急患センターを公共施設の整備で計上しておりますことから、ここからは除いております。次に、水道事業会計出資金が18億3200万円となっています。また、平成23年度までに既に活用済みの合併特例債事業の事業費は71億600万円、合併特例債活用額は67億8200万円となっています。合計のA欄ですが、全体事業費は742億7100万円で、財源内訳は国県支出金が100億6800万円、合併特例債が472億6700万円、学校債や過疎債などのその他の財源が114億4700万円、一般財源が54億8900万円となります。また、合計の下のほうに記載しておりますように、今回の整備費は平成24年度から平成33年度までの計画事業でございますが、24年12月補正予算時点で5億9300万円の未執行分がありますので、合計額からその未執行額を差引き、C欄の合併特例債活用現在予定額は466億7400万円となります。また、D欄の合併特例債限度額は464億6千万円でございますので、差引きしますとE欄でございますが、2億1400万円の超過となります。なお、枠外に印で記載しておりますように、合併特例債限度額超過分につきましては、今後事業を執行する中で調整をしてみたいと考えております。

以上が、合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要でございます。

財政課長

続きまして、ただいま行財政改革推進室から説明のありました「公共施設等の整備費」を組み入れたところの財政見通しについてご説明させていただきます。提出しております財政見通しは、資料の表紙に記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計でお示しております。基準年度は、平成24年度とし決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し、設定をいたしております。

1 ページをお願いします。財政見通し推計条件（概要）の主な項目について、ご説明いたします。まず、歳入の市税につきましては、基準額に人口推移を踏まえて推計しており、固定資産税評価替による影響は、平成 27 年度以降 2 億円減額するとして推計いたしました。地方交付税のうち普通交付税は、平成 24 年度の決算見込額、決定額でございますが、これから特殊要素である地域経済・雇用対策費分、及び別途試算しております生活保護扶助費分を除いて基準額を設定し、平成 25 年度以降は以下に記載しております市税減見込み、国勢調査人口の推移、生活保護費等の扶助費の増額、国民健康保険特別会計等への繰入金増、地方債の償還見込額、及び合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加算して推計いたしました。その他の欄の国庫・県支出金は、扶助費分については歳出の伸び率を乗じた額で推移するものとし、国民健康保険税改正に伴う繰入金影響額を加算し、普通建設事業費分は過去の実績を踏まえた額を加算するなどして推計しております。また、地方債につきましては、それぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしました。

次に歳出ですが、義務的経費の人件費につきましては、平成 25 年度以降の定年退職者と同数の補充、新規採用があるものとして推計しております。職員数の 804 人は平成 24 年 4 月 1 日現在の普通会計職員数でございます。扶助費は、平成 24 年度決算見込額を基準額とし、平均伸び率を乗じた額で推移するものとして推計しております。公債費は、平成 23 年度以前の借り入れ分、既に借り入れた分の償還額に平成 24 年度以降借り入れ分の償還見込額を加算いたしております。その他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについてはその算定に合わせた推計をし、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものがございしますが、それにつきましては、その増減額を加算した推計をいたしております。特別会計の繰出金は、公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率を踏まえて推計いたしました。投資的経費の普通建設事業の通常分につきましては、平成 24 年度決算見込額と同程度の 24 億円で推移するものとしております。特別事業分につきましては、先ほど説明のありました「合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」に基づき設定いたしておりますが、このうち水道事業会計及び病院事業会計の出資金分につきましては別途試算しており、市営住宅整備費は通常分に含んでおります。また、投資的経費のその他として、電算システムリプレイス費用につきまして、前回のリプレイス費用を 5 年で除した額 4 億円を平成 27 年度以降に毎年度加算して推計いたしました。なお、今回の推計条件には表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入における寄附金及び繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。また、消費税税率改正の影響については、改正後の制度が不明確なため、歳入、歳出ともに反映しておりません。

2 ページをお願いします。ただいまご説明いたしました推計条件に基づきまして、普通会計の財政見通しを、通常分と特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載いたしております。通常分の歳入合計から歳出合計を差引きました A の欄を見ていただきますと、平成 31 年度までは何とか黒字で推移しておりますが、合併算定替え終了の影響などにより平成 32 年度以降財源不足の状態となっております。特別事業分につきましては、歳出には各事業費及び公債費を記載いたしております。歳入には特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入から歳出を差引きました B の欄を見ていただきますと、特別事業分につきましては、毎年度財源が不足することとなります。

次の 3 ページに で全体分を記載しておりますが、一番上の行の通常分と特別分を合せました歳入歳出差引額の A プラス B の欄では、平成 27 年度から財源不足の状態となり、2 つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金の平成 24 年度末残高見込み額の 105 億円を取り崩して財源調整をすることとなりますが、平成 33 年度以降はこの基金での財源調整ができない状況となります。これを解消するための行革の取り組みにつきましては、行財政改革推進室のほ

うから再度ご説明いたします。

行財政改革推進室主幹

合併特例債等を活用しました事業費を入れたところでの財政見通しにつきましては、財政課長が説明いたしましたとおり、平成27年度以降、収支はマイナスとなり、財政調整基金、減債基金を取り崩しても、平成33年度には調整ができない状態となってまいります。そのようなことから、更なる行財政改革が必要でございます。そのことについてご説明いたします。

現在、行財政改革実施計画（第一次改訂版）に取り組んでおりますが、この計画は平成21年度から平成25年度までとなっておりますことから、今後の財政見通しを見た中で更なる取り組みが必要と考えております。資料の3ページをお願いします。一番下の参考2に行革効果見込額の内訳を記載しておりますが、区分の一番上が現在取り組んでおります行財政改革実施計画（第一次改訂版）の今後の効果見込額でございます。その下でございますが、「定員管理及び給与の適正化」という表現で書いておりますが、内容としましては、組織機構の見直し、職員の再任用・非常勤嘱託化、業務の民間委託化、退職勧奨の実施など平成26年度から平成34年度までの職員の削減等の効果額を見込んでおります。なお、組織機構の見直しでは、平成28年度には学校再編、中活、庁舎建設等の主な事業が終息することにより、部、課の統廃合を行い、平成25年度と比較しまして、いま現在考えているところでございますが、1部7課程度を減らす予定としております。

次に、その下の「公共施設等の統合整理等」につきましては、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画等に基づきます今後の効果額を見込んでおります。また、歳入確保としまして、土地の売払収入や、さらなる税や使用料等の徴収率の向上としての効果額を見込んでおります。合計の欄でございますが、平成25年度が1億1千万円、その後、徐々に効果が出まして、平成34年度では11億2千万円の効果額を見込んでおります。この行財政改革の効果見込額をこのページの3の全体分のところですが、歳入合計から歳出合計を差し引きしましたAプラスBの欄の下の「行革効果見込額」に記載しております。そして、その次の欄の「行革効果見込額算入後の歳入歳出差引額」では、平成24年度から平成27年度までは黒字となっておりますが、平成28年度からは赤字となり、平成30年度では14億9千万円の赤字、その後は行革効果により、平成34年度には1億9千万円の赤字となる見込みでございます。また、その下の財源調整の欄でございますが、財政調整基金、減債基金の取り崩し額を示しています。次の財政調整基金・減債基金の年度末残高は平成24年度見込が105億円で、平成34年度では63億7千万円となる見込みでございます。なお、中段のところに市債の年度末残高を記載しておりますが、平成24年度では542億4千万円、平成28年度には788億2千万円とピークになり、その後、徐々に減少していき、平成34年度には688億円となる見込みでございます。

以上で、財政見通しについての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

まず、説明の順番で質問をしていきますけれど、4ページでいろいろ説明がありますけれど、公共施設等の整備概要が出ておりますけれど、これで5ページに計画等が出ておりますけれど、これ前期・後期に分けた分け方というのは、その施設の建設年度で分けているのかどうか。どういうふうに分けたのか、が1つ。

それと、整備手法をこういうふうに書かれておりますけれど、これに該当する施設がどういうふうになっておるのか。これじゃわからないんで、どういうふうになっているのかお尋ねしたいんですけど。この2点。

行財政改革推進室主幹

まず1点目の、前期・後期の分け方ということでございますが、既にこれは平成27年度というのが合併特例債の起債の期間というのがもともとございました。それに向かって公共施設の1次計画、2次計画というのを立てた中で延長という形がございました。そういったもので、最初そういった27年度でも既に計画が進んでいるものについては前期、それだけではなく改修等で緊急性の高い施設、そういったものはできる限り前期でということで、それ以外については大きく言いますと後期という分け方でいたしております。

それともう1つの、詳細な内容でございますけども、ここでは相当な施設がございますが、今回は今後の財政見通しを立てる中で現段階で想定し得る大規模改造とか改修とか、そういったもので出しております。かなり粗い試算という形にはなっております。特に、後期事業につきましてはこれから5年以上先の事業ということで、耐震診断とかいろんなものをしなくちゃいけないということで、個別の詳細というのはいま現時点ではちょっと誤解を生じるということで、大枠の費用としてご理解いただきたいと思っております。

道祖委員

納得いかない、というのが一言。なぜかということ、合併特例債が5年延びたからですね、施設の関係をそれにあわせて延ばして整備していきます。けれど、あなた方が当初から公共施設のあり方で言ってきたのが、平成27年度までにやっていくという考え方でしたよね。確か、合併特例債の期間、10年間で整備をしていくという計画だった。それがいつの間にか延ばされ、自分たちでつくったやつが、計画をつくっていて、いつの間にかそれが、例えば公民館の整備について言えば、23年度いっぱいには市民の意見を聞きながら、住民の意見を聞きながら整備方針を決めてどういうふうにしますということをやっていきますと言っていたけれど、それも先送りにして合併特例債の期間が延びたからまた5年間先延べする。こういうことでもいいのかどうかということですよ。特に、後期になって先送りされるとですね、逆に後期の事業が確実にやっていけるのかどうかということも懸念されるんですよ。その点を見ると、あなた方は帳尻を合わせるためにこうやっていきますと出しているけど、あくまでも当初の考え方に立って合併特例債の使用の仕方、まちのつくり方というのをやっていかないといけないんじゃないんですか。そこんところに何か後退していると私は思いますけど、その点について誰が責任ある立場の人が答えてください。

財務部長

この整備概要につきましては、前期・後期ということで区分させていただいております。いま質問者が言われますように、先送りというようなことで言われておりますが、前期にしております事業につきましては先ほど説明いたしましたように、計画を立ててもう既に着手して進んでいる事業が主な分でございます。これも繰り返しになりますが、後期につきましてはその状況を見ながらしていく分、それと前期の分を片づけなければならない分、耐震診断とかそういうものをしていかなければ計画が立てられないもの、そういうものを含んで後期という区切りをさせていただいておりますので、質問者が言われますように、先送りしておるといふ、結果としてはそういう形になっているかもわかりませんが、状況としては全体整備するという方向で進めていくように考えております。

道祖委員

あなた方はね、その今の部長の答弁ですけれどね、合併した時の立場から考えて、財政が厳しいから公共施設のあり方をこうしましょうと市民に意見を聞きながら示して、そして取り組んできているわけですよ。なのに、何でズルズルと先延ばしにするんですかということなんですよ。今まで住民に対して説明してきたじゃないですか。公民館の建て替えをいつまでにします。小中学校の建て替えはいつまでにします。財政見通しはそういう考え方のもとに立ってやっていくべきであると、私は思いますよ。だけど、そういう仕事ははっきり言って合併特例債が5年間延びたから先延ばしですよ。だけど、住民に対してどうやって説明するんですか。今

までこのようにやっていきますという説明をしてきたじゃないですか。財政見通しが一本算定になったら、平成22年度の財政見通しから33年、34年、この辺になりますとマイナス28億円前後になるということは再三言ってきたわけですよね。だから、それでどうするかという話をしてきたんですけど、しかし、じゃあそれが十分説明されてきているかどうかということですよ。市民に対してどうしますこうしますというのをね、説明してきてますかということですよ。だから、財政シミュレーションを出してくださいと再三言ってきたんですよ。出てきたものについては、合併特例債が延びたから、このようにやっていきます。ただし懸念されるのは、約束していたものについては先延ばしになる可能性がありますよというような案じゃないかと私は思うんですよ。ひょっとしたらこれはできない、後期のものは。そういうことも考えられるんじゃないですか。

財務部長

先延ばしというか、今まで説明したかということでございますけど、実際、例えば学校の整備全体にしても事業費自体がはっきり把握できないという状況がありました。それと浸水対策とか中活とか、そういう事業全体の事業費がわからないというような状況でございます。できるだけ早く全体をつかんだ中で合併特例債をどこに充てて活用していくかという全体的な把握ができたのが一応本年度ということでございましたので、説明の中で粗い試算ではございますが、そういう試算をした中でどういうふうに活用していくかということでこの時期になったということで、途中、経過の説明とかいうのはなかなかできない状況でございますので、現在に至ったということでございます。

道祖委員

公共施設のあり方全般から考えていったときに初めから言ってた。小中学校の統廃合の問題、教育委員会がいま進めていこうとしている方法が本当にいいのかどうか。本来ならその時点でですね、やっぱり考えなくちゃいけなかったんじゃないかと私は思いますよ。そこに投資する金額っていうのは相当大きいものがありますよね。だから、合併特例債の中の比率が相当大きくなってきているんじゃないかと、私は思います。だから苦しい数字になってきているんだろうと勝手に思ってますけど、ただ、今の部長の答弁であるならば、それはそのときにやはりきちんとした見方、考え方を示すべきだったと思いますよ。もう合併してから丸々7年がたとうとしてるんですよ。今日までじゃあ何を言ってきたのかということですよ。私に言わせれば。市民に対して、合併して合併特例債をどういうふうに活用してまちづくりをどうしていきますと言ってきたやつが、ひょっとしたらこの後期というのは先延べされる、実行されない可能性がある。この辺が一番気になるところです。どうやって説明していくのかというのを指摘しておきます。それとともに、これを見る限りでは今まで言ってきた、大丈夫だと、こういう形でやっていくから心配するなど。先ほど言いましたように平成22年度の財政見通しからいくとね、一本算定になって一本算定実施後のときに28億円前後の金額が足りないと言ったけど、それに対する対応策は今回示したから、ものができるかどうか知らないけど、整備はできるかできないかわからないけど心配するなど。33年度では3億9千万円足りないだけだと。34年は1億9千万円足りないだけだと、そういうふうに理解していいんですか。それに対応するために参考2に書いてるやつをこういうふうにやっていくと。だから、今まで言っていたようなことは起きないと。それがためにきちっとやっていきますから大丈夫ですって言えるんですね。

財務部長

この財政見通しにつきましては資料の1ページに記載してますように、こういう推計条件のもとで試算いたしております。この中で、本市はもう財政的に非常に苦しい状況でございますので、交付税に頼るところとか国の施策に頼るところが大きゅうございます。いま考えられます条件のもと、制度のもとの中で試算をいたしております。質問者が言われますように、これ

が将来的に絶対大丈夫かということでございますけど、国の制度が変わって例えば交付税を削減されるとかということになれば、もろに影響を受けてまいります。その辺については地方の財政状況、厳しい中での充実ということについては、国のほうに要望なりはしてまいりたいと考えております。

道祖委員

国の制度が変わったらそれはどうなるかわからん、そんなんわかりますよ、私だって。だから、あなた方が言ってんのは、最終的にはここに書いている内容でいけば、私は前期・後期に分けられたのは納得しないけれど、あなた方は前期・後期に分けて公共施設の整備をやっていくと、統合整理等を行って行って、ここに書いたとおりの整備はやっていくんでしょ。そういうふうには言っているんでしょ。それと、定員管理は804名をもってずっとやっていけるということでしょう、これ、あなた方の前段は。そこは、いよいよのときは人を減らすということですか。それと、私が一番言いたいのは、行革効果見込額の内訳どおりやっていけば、単年度に20数億円足るとか足りんとかいう話はないと。このとおりで全部やっていけば、単年度収支は一本算定になったときに、平成33年3億9千万円のマイナスですけれど、この見込額で推移できるということでしょう。

行財政改革推進室主幹

質問者言われますように、いま現在、行革に取り組まなければ平成33年度からは財政調整基金も減債基金も取り崩ししてしまつてマイナスという状況でございますが、このいま立てております行革の計画でいきますと、33年度にはマイナス3.9億円、平成34年度にはマイナス1.9億円、それ以降については推計を立てておりませんが、大体マイナス1億円前後で推移し、37年度にはほぼプラスということでは見込んでおります。ただ、この行革はいま言っておりますように、期間を34年という形でしておりますけども、今までの計画は平成18年から21年、21年から25年という5年スパンでやってまいりました。この計画が25年までしか、今のところ改訂版ではございません。25年以降の26年は、新たに行革というきちっと市民の方に説明した中で行革に取り組んでいく必要があると思っておりますが、ここで書いておりますのはまずはいま言われますように職員、公共施設、いま行革でいろんなものに取り組んでいる延長の中でやっていきたいと。ただ、いま言いましたように、26年以降についてもさらなる行革を進めていこうと思っております。定数につきましても、今804名というので新陳代謝という形でいきますけども、いま言いましたように、組織の見直しの中では削減という形でいきます。それから、今度、再任用制度が法制化されようとしています。再任用、嘱託、これにつきましても定年の職員につきましてもどこまでできるかがわかりませんが、進めていきたいと思っております。

道祖委員

再確認いたしますけれど、あなた方は4ページ、5ページで出している内容で取り組んでいき、そしてここに書いている考え方でやっていけば今の時点で考えられる合併算定の一本化になったときの平成33年以降は、当初に言っていた20数億円という話はないと。3億9千万円、1億9千万円というふうな金額に推移していくであろうということですね。

行財政改革推進室主幹

1ページの推計のほうで財政課長が説明しましたように、合併算定替終了後の影響額、地方交付税のところでございますけども、いま質問者が言われますように平成28年から暫減してまいります。そして32年まで減って、33年からは一本算定が確実な形で来ます。それを織り込んだところでの推計でございます。そのとおりでございます。見通しの中ではこういう推計でやっておりますので、この形で今後とも行革を進めてまいって、財政が持つような形で進めていきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

5 ページで、一般財源の持ち出しがこの全部の事業で54億8900万円あると。それとそ
の中で、上から4行目の医療施設整備費、市立病院と休日夜間急患センターですか。48億
5300万円、これはどちらにどのくらいかはわかります。それともう1点、中心市街地活性
化関係、休日夜間急患センター除く60億400万円、これは大体中活のどの事業で60億円
使うのか、大体算定してあると思いますけど、教えてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:27

再 開 13:30

委員会を再開いたします。

先ほど保留となっておりました件について、執行部の答弁を求めます。

行財政改革推進室主幹

先ほど失礼しました。2点ほどございましたので、お答えいたします。まず、飯塚市立病院
及び飯塚休日夜間急患センター、これを1つの項目で書いておりますが、この内訳ですが、事
業費で飯塚市立病院が総額46億3600万円、それから合併特例債が11億5900万円、
病院債が34億7700万円です。それから休日夜間急患センターは、事業費が2億
1700万円、県支出金が1億2700万円、合併特例債が4200万円、一般財源が
4800万円となっております。

それから、中活の事業の内容でございますが、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業、そ
れからダイマル跡地事業地区暮らしにぎわい再生事業、飯塚本町東地区土地区画整理事業・優
良建築物等整備事業ほか、それから都市計画道路新飯塚・潤野線拡幅事業、それから中心市街
地歩行者空間整備事業、飯塚緑道整備事業、都市サイン整備事業でございます。内訳でござい
ますけども、これは全体の事業という形で、細かい積算という形では出しておりません。

瀬戸委員

今の中活ですね、この内訳、吉原町1番とダイマルと本町ぐらいはわかりませんか。

行財政改革推進室主幹

最初の方もそうですけども、総額で今つかんでいる状況でございますので、個別の分につい
ては私どもではちょっと把握しておりません。申しわけありません。

瀬戸委員

それはちょっとおかしいっちゃんない。各所管の課がある程度数字を出して、財務のほうで
はこれ足してから出した数字でしょう。大方これだけ要りますと出して出したんですか、これ
だけの事業で大方これだけ要りますって。1つずつの事業で大体このくらい、このくらい、こ
のくらいってことで積み上げた数字がこれじゃないんですか。違う。

行財政改革推進室主幹

大変申しわけありません。個別には担当部署のほうからいただいてなくて、総額でというこ
とで受け取って出しているところでございます。

瀬戸委員

こちらの行革ではわからないということでしょうか。じゃあ、今の急患センター2億
1700万円というのは、これはどういう。急患センター今ありますよね、西町に。これは急
患センターで何をする、この整備費、何の整備をするお金ですか。

行財政改革推進室主幹

このほかの分もありますけども、夜間急患センターにつきましても休日夜間急患センター事
業費ということで私どもも取りまとめたものでございますので、内容については今のところま

だ把握しておりません。申しわけありません。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:34

再開 13:35

委員会を再開いたします。

瀬戸委員

行革のほうも財政のほうもですね、大枠はつかんでるけど内容がわからないと。それできちっとしたシミュレーション、大方のシミュレーションでしょうけど、シミュレーション11月末、12月の初め、早いうちにということで出て来て、そんないいかげんな話はないと思うんですよね。この中で聞かれても審議ができないじゃないですか。

できたら、今の内容の資料についてはいただきたいので、要望しておきます。よろしくお願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:37

再開 13:39

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

ちょっと簡単に教えてください。2ページの「通常分」の歳出に、義務的経費の中に人件費がありますよね。これが平成24年から34年の10年間で、最後が76億7千万円から59億6千万円に減額になっていますよね。下がっていますね。それと扶助費は50億円強、10年間でどんどん経費は上向きになっていきますよね。この人件費はいま注釈の1ページの中で、職員の人件費は退職者と同数のうんぬんで、804人で推移するということになっていますが、人件費の減額する理由は何で減額したということで読み取ったらいいのでしょうか。

財政課長

人件費が減額をしているのは、新陳代謝が主な要因でございます。退職者と新規採用者の平均人件費の差が600万円ほどございます。退職者数が多い年では46名とか、40名台の退職者が出る年度が3年ないし4年、予定があります。40名出ますと、この差の600万円が2億4千万円ほどの減額の要素となって出てまいりますので、それが主な要因でございます。現在、給与改定もあっておりませんので、給与改定率も今のところこの中では見込んでおりませんし、定期昇給率も0.4とかなり低い率になっておりますので、主に新陳代謝が減額の要因となっております。

小幡委員

了解しました。同じく歳入のほうをちょっと教えてください。歳入で市税と地方交付税、それぞれ平成24年から10年後の平成34年、減っていますよね。特に、地方交付税は約20億円ぐらい減額しますよね。合わせて20数億円下がっているにもかかわらず、その他の歳入のほうで20数億円ちょっと上がって、最終的には歳入の計が平成24年度では587億円ちょっと、30年度では588億円で、同等の数字、ほぼ変わらなくなってますけども、その他の内訳もちょっと教えてください、20数億円上がるという。

財政課長

歳入がふえております要因は、1つには扶助費、生活保護費を中心とした扶助費の伸びをずっと見ているので、国県支出金あたりもそれに応じて伸ばしていっていますので、その分がでございます。それと国保会計等の医療費関係の繰出金関係の国県の補助も、これも伸びに応じ

でずっと歳入のほうも歳出に応じて伸ばしておりますので、そういった分でその他がずっと上がってきているということでございます。あわせて、歳出のほうもその分は伸びを見ております。

小幡委員

1ページの歳入の内訳の中に、国県支出金と繰入金とこういま課長が説明されたみたいに書いてありますけど、これは間違いなくこのような数字で推移するであろうと、課長はいま現在では思われていますか。

財政課長

今回の財政見通しの中では、そういう推計条件を設定した中で見通しを立てたということでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「長崎街道筑前六宿開通400年関連事業について」、報告を求めます。

商工観光課長

昨年から本年にかけて実施してまいりました長崎街道筑前六宿開通400年関連事業につきまして、少々文字が小さく見えにくいと思いますが、お手元に配付しております資料のとおり一覧表に取りまとめましたので、その概要について簡単にご報告させていただきます。

400年関連の記念事業につきましては、本委員会開催時毎にチラシなどを配付し、随時ご案内させていただいておりますが、配付資料のNo.25に記載しておりますとおり、昨年10月にイベントとして開催いたしました「いづかどんたく宿場まつり」を皮切りに、広報事業、啓発事業、主催・共催事業及び後援等による連携事業など全75事業に取り組んでまいりました。

主な事業としまして、No.38に記載しております長崎街道筑前六宿開通400年記念事業フォーラムがございまして、本年9月に嘉穂劇場におきまして、筑前六宿の関係自治体であります北九州市、筑紫野市との連携により3市長にご出席をいただき、各市の伝統芸能の紹介などを行うとともに、本市にゆかりのある国際ジャーナリストの木村太郎氏を講師にお招きし、ご講演をいただいたところでございます。今後とも、3市及び関係団体との連携・交流を深めながら、長崎街道筑前六宿のPRなどを行ってまいりたいと考えております。

また、各種団体のご協力をいただきながら、「長崎街道ウォーキング」や「山笠集団山見せわっしょい祭り」など様々な連携事業も多数実施されまして、長崎街道筑前六宿開通400年記念を大いに盛り上げ、PRさせていただきました。今後もこうした連携を大切にしながら、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「復元した川ひらたについて」、報告を求めます。

商工観光課長

前回10月25日の本委員会におきまして、道祖委員からご質問のございました川ひらたにつきまして、川船製作研究会が年内に商工観光課にご相談に来られる旨ご報告しておりましたが、去る11月29日に梅沢会長ほか2名がご相談のため来庁されましたので、その概要をご報告いたします。

ご相談の内容としましては、現在、川船製作研究会が管理運営している川ひらたについて、

実物大の舟、全長約14メートルございますけれど、民間の倉庫に保管をお願いしている状況であります。当研究会としては、多くの方々に募金をしていただき復元したものであり、多くの方に見ていただきたいという強い願いがあります。現在、保管場所の確保に苦慮しており、市の施設の一部に常設の保存展示場所を確保していただけないか、とのご協力依頼がありました。あわせて、川ひらたの管理運営は今後も川船製作研究会が行い、年に2回程度イベントなどに活用していきたいと考えている、とも言われておりました。

市としましても川ひらたを観光資源の一つと考え、保管展示場所について検討する旨をお伝えし、現在、関係各課と協議をしながら、場所の選定作業を行っているところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

先ほどちょっと手を上げ損ねましたので、この川ひらたと一緒なんですけど、観光資源、これだけの観光事業等をやられてこう見てるとですね、5万人とか長崎街道のほうで5万何千人という来場者があったというのは書いておりますけど、この広報ですよ。広報は当然、上のほうに広報代でこれだけ使って啓発してますよ広報してますよと載っていますが、飯塚観光協会なんかはフェイスブックを使って、いろいろこの中にいくつかの事業もあると思いますけど、載せてあります。これだけあるんだったら、もっと飯塚市でフェイスブックを武雄市みたいに考えられてやられるとね、もっとお客さんふえるんじゃないかなと思うんですよ。で、私も見た時はシェアしてますけどね。そういう意味ではソーシャルネットワークを使って、ツイッター、フェイスブック等を使って、もう少し何か担当課でね、1人専門がいるのかどうかはわかりませんが、そういうことを取り組んでいかれるように、これは要望いたします。ぜひ、これだけの観光事業、それと民間の方々がやられていることもたくさんフェイスブックに載ってきていますので、ぜひ連携してやっていただきたいなど。必ずいい結果に、こういう事業がいい結果で終わるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討してください。よろしく申し上げます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

道祖委員

川船の方々が相談に来たということですがけれど、私か知っている限りね、この川ひらた、国土交通省と当初、何らかの関係、話し合いをしながらこれをつくっていった経緯があったんじゃないかなと思うんですよ。で、その辺の確認が取れているかどうか。これをつくるとき、国土交通省はできるだけ協力するような話を聞いてたんですよ。その後どうなったのかを承知しているかどうか、お尋ねします。

商工観光課長

以前に、国土交通省も含めまして検討されていたことについてはお伺いしております。その頃にはNPO法人等もございましたが解散に至りまして、いま国交省と検討されている部分につきましては立ち切れの状態ということで伺っております。今後につきましても、その地域等の連携というものがなくなかなか国交省も動いてもらえないということも言われておりました。もともと水江交差点の所ですね、リンガーハットのある下の所を保管場所として建てるということで予定はされておったんですけども、今の天候の状況等も含め、あそこが適当なのかどうか、場所としてはあそこだったらすぐ下に降りられるような形になっておりますので、そこが、運搬等を行う、船を浮かべる、そういう状況では一番適した所ではないかなと思いますが、その辺も含めて研究会のほうと協議しながら、またあそこは公園の敷地になっておりますので、その所管課とも協議をしながら、今後協議を進めてまいりたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯まちプレミアム商品券の発行について」、報告を求めます。

商工観光課長

本市における地域経済の活性化を図る目的で、飯塚商工会議所及び飯塚市商工会と連携して10%のプレミアムが付いた商品券を平成24年10月1日から一斉に発売しました。おかげさまで、11月26日をもって20,000冊全てが完売したところでございます。

このプレミアム商品券の取扱店につきましては、市内総数で339店舗でございます。また、12月7日現在の換金率は74.2%となっております。

なお、プレミアム商品券は利用期限が25年1月末日までとなっております。そのため、期限内での利用の促進について、市のホームページ等で周知を図っているところです。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

上下水道部総務課長

上下水道部から、工事請負契約の締結につきまして、お手元にお配りしております資料により、報告いたします。A4横書き「工事請負契約報告書(上下水道部総務課)」と記載してあります資料をお願いします。今回報告します請負契約は3件で、「下三緒地区污水管渠布設(1工区)工事」、「内野浄水場浄水施設新設(電気)工事」、同じく「(機械)工事」について、条件付き一般競争入札により契約を締結するものです。

入札の執行にあたりましては、業者選考委員会で審議し、建設工事条件付き一般競争入札実施要領に基づき、入札を行っております。

資料1ページの「下三緒地区污水管渠布設(1工区)工事」は、土木 等級の工事で、10月15日に入札を行い、7669万950円の予定価格に対して6506万3250円、落札率84.83%で、(株)修成工業が落札しました。

この入札につきましては、16者の同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きで落札者を決定しております。

次に、資料2ページの「内野浄水場浄水施設新設(電気)工事」は、電気の専門工事で、11月5日に入札を行い、8056万1250円の予定価格に対して6847万6800円、落札率84.99%で、(株)幸袋テクノが落札しました。

この入札につきましても、11者の同額入札になりましたので、くじ引きで落札者を決定しております。

次に、資料3ページの「内野浄水場浄水施設新設(機械)工事」は、水道施設の専門工事で、11月26日に入札を行い、1億7688万4050円の予定価格に対して1億5035万550円、落札率84.99%で、磯村豊水機工(株)が落札しました。

この入札につきましても、7者の同額入札になりましたので、くじ引きで落札者を決定しております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「中心市街地活性化事業に伴う都市計画の決定について」、報告を求めます。

都市計画課長

それでは「中心市街地活性化事業に伴う都市計画の決定について」、ご説明いたします。資料を提出しておりますので、ご確認をお願いします。お手元に配付しておりますA3横の総括図でございます。本件は、飯塚市中心市街地活性化基本計画における市街地整備改善の方針に基づき、西鉄バスセンターを中心とした市街地再開発事業及び本町東地区周辺の土地区画整理事業について、今後の事業実施に向けた区域や整備方針を定め、施行地区内の高度利用地区・都市計画道路の変更とあわせ、都市計画法上の手続きを進めていたものです。

今般、関係機関との協議も整い、平成24年12月7日付で都市計画決定の告示を行いましたので、当委員会に報告するものです。

なお、これまでの経過につきましては、資料の右下に記載しております。

当委員会に対しましては、10月25日に事業の経過等について報告しておりますが、その報告内容から都市計画決定区域等の変更はございませんので、あわせて報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺地区採石場周辺市道について」、報告を求めます。

土木管理課長

「明星寺地区採石場周辺市道について」、ご報告申し上げます。9月24日に開催されました委員会後の明星寺地区周辺市道の大型車の通行状況及び大型車の通行認定を取り消した事業者から再度提出がっております明星寺団地1号線の大型車通行認定申請の取り扱いについて、ご報告させていただきます。

6月20日に大型車の通行認定取り消し、これを行いまして以後、現地で市の職員やテレビカメラによります大型車等の通行状況を調査しております。現在まで大型者の通行はほとんどなくなりました。4トン車の通過が時折確認される程度の状況でございます。しかしながら、最近になりまして団地下の北側の市道、こちらのほうを通行せずに途中から県営の住宅団地のほうへ上っていく道がございますが、こちらのほうへ迂回する車両が見受けられるというような市民からも通報がありまして、この道に対しても監視を強化するためのカメラ等の設置の要望が来ておるところでございます。

なお、大型車の通行認定を取り消した事業者から、再度7月25日に通行認定の申請がされております。現在まで5ヵ月近くこの回答を出しておらずに車両の通行を規制しておるところでございます。しかしながら、この申請に対する回答期限も限界というところまで来ておりまして、これは「道路管理者において認定行為は車両の通行の禁止または制限を解除する許可とは法的性格を異にし、基本的には裁量の余地のない確認的行為の性格を有する」という通行認定に対する最高裁判所の判例や、顧問弁護士、こちらの意見等を参考に、道路管理者といたしましては通行認定を行うことといたしました。現在、その時期につきまして整理を行っているところでございます。

なお、通行認定と同じ7月25日に申請されました待避所の自費施工承認申請につきましては、通行認定後の一定期間、通行条件等が守られたことを確認したのちに検討してまいりたいというふうに考えております。

また、住民の方への説明といたしまして、その通行認定を行う必然性等を地元の役員の方等と協議しながら、説明会等については今後検討していきたいというふうに考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車における交通事故について」、報告を求めます。

土木管理課長

公用車の交通事故について、報告をいたします。事故発生日時は平成24年11月6日、午前9時50分頃であります。事故発生場所は飯塚市秋松1014番地付近の道路上でございます。秋松西交差点でございます。

事故の概況といたしましては、道路の補修作業等による巡回中、秋松西交差点で信号待ちをしております。信号が赤から青に変わったため交差点の一旦停止線、こちらから直進してまいりましたが、公用車の右側から相手方の車両が侵入してきたため、公用車と接触したものでございます。損害の状況といたしましては、市の職員は頸椎の一部捻挫、胸部打撲といったものでございまして、右側前方のライト、フロント部分ウインカー等が破損しております。相手方につきましては人身的な傷害はあっておりません。物損につきましては、左側前方のライト、フロント部分バンパー部分等の破損が生じております。

この事故にかかわる損害賠償につきましては、双方の主張が異なっているため、現在、相手方と協議をしておるところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

穂波支所経済建設課長

配付しております資料を参照方お願いいたします。本件事故は、平成24年11月22日(木)午後1時25分頃、市道 小正・上ノ原・日焼線を弁分梅ノ木団地から、新弁分住宅方向に向かって、法面を草刈機で作業中に、路上に駐車してあった車に飛び石が当たり、右後部窓ガラス破損及び右後部ドア塗装を剥離させたものです。

この事故によります損害賠償につきましては、現在、相手側と交渉中でございます。

今回の事故につきましては、周囲の状況を把握し、十分に注意を払って作業を行えば防止できた事故でございます。今後、このような事故が起きないように厳しく指導を行いました。安全管理の徹底のため、作業現場に応じて危険防止方を再度見直し、指導を徹底してまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「災害復旧工事で発生した死亡事故について」、報告を求めます。

農業土木課長

災害復旧工事で発生した死亡事故について、ご報告いたします。

本件事故は、平成24年12月7日(金)午前9時20分頃、飯塚市都市建設部農業土木課発注の庄内地区内、高倉ドウデン(水路)災害復旧工事の現場に至る農道、幅員3.15メートルにおきまして、死亡事故が発生したものです。

その工事内容につきましては、災害による水路壁倒壊による復旧工事を施工するもので、事故発生時は、4トンダンプの運転手は表土を積載し工事現場に運搬中、農道延長約50メートルの進入道路において、重機から降りていたオペレーターに気づかず、オペレーターが重機とバック中の4トンダンプの後方に挟まれ、死亡に至ったものです。

この事故は、災害復旧工事を請け負った野見山建設株式会社が、安全管理を怠ったのが原因と思われ、市といたしましてはこのような事故を二度と起こさないよう注意し、今後とも工事

全般にわたって請負業者に対し安全管理の指導をするとともに、市職員には労働災害の認識を高め、監督管理の徹底を図ってまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

おはかりいたします。道祖委員から「剪定した草木等の処理について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

道祖委員

本会議の一般質問の際、年間に2,200トンの草木、飯塚市が所管する道路、公園等の伐採等の草木が2,200トンあるということで報告を受けておりますけれど、その処分は焼却処分というふうに聞いておりますが、どういう形で焼却処分されているのかの確認をさせていただきたいということでもあります。

委員長

おはかりいたします。本委員会として、「剪定した草木等の処理について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「剪定した草木等の処理について」、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「剪定した草木等の処理について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

道祖委員

先ほど述べたように、一般質問で飯塚市が管理しております公園、道路、河川等で発生する草地の伐採、刈り込み等の2,200トンの処理についてどのような形で処理されているか、確認させていただきたいと思えます。

土木管理課長

先の市議会本会議の中で報告いたしましたとおり、草木等の伐採量につきましては平成23年度実績で年間約2,200トンほどでございます。このうち、クリーンセンターにて焼却処分を行ったものが約1,300トンほどでございます。全体の大体6割程度であります。残りの4割につきましては、合併前の町で処分をしておりました各処分場で焼却処分されております。昨年度の量につきましてはほとんど焼却処分ということで、約1,300トンというふうになっております。

道祖委員

2,200トンの中の1,300トンがクリーンセンターで焼却されたと。残りの4割単純計算すると900トンですけど、900トンについては処分場に持って行って焼却処分をされたと。その焼却処分をした費用はどれぐらいか、900トンに対する。

土木管理課長

草木等の伐採に対する処分費用といたしまして、設計費用の中に見込んでおります。先ほどお尋ねのあっております約900トン、こちらにつきましては約1170万円でございます。先ほどの2,200トンの内訳ですね。約1,300トンが市のクリーンセンターで処分したものでございます。残りの900トンが旧町で合併前に処分されておりました処分場での処分となっております。いずれも焼却処分で、それに掲げました費用につきましては飯塚市のクリーンセンター分につきましては、設計の中では1700万円程度でございます。旧町分は1170万円、総額が2870万円になります。

道祖委員

ちょっと確認しますが、クリーンセンターで1,300トン処理して、その処分費用としては1700万円を見ておるといことですね、業者さんに。900トンについては1170万円で、これは焼却していると。ということは、ちょっと確認なんですけど、クリーンセンターで処分する1700万円は、これは市のほうで1700万円もらっているということですか。

土木管理課長

この処分の費用につきましては、伐採委託等の工事で外注しているのは設計費用の中に含まれておりますので、請け負った業者での負担となっております。そのほか、市が直営で行っております伐採とか剪定ですね、クリーンセンターにて処分いたしました費用につきましては、クリーンセンターのほうの焼却費用として入るといふうに考えております。

道祖委員

再度確認しますよ。1700万円を処分代として払っているということですね、業者さんに。だから、業者さんはクリーンセンターに1700万円で処分してもらっているといふうになるんですね。1700万円を払っているってことでしょうか。そういうことでいいんですか。だから、焼却分はいくら払っているかわかりますか。要は、総額を知りたいんですよ。その草木の処分にかかわるやつはクリーンセンターのやつ、900トンについては1170万円で処分していると、これは燃やしてると、何らかの形でね。1300トンはクリーンセンターで処分しているんだけど、クリーンセンターに1700万円が払い込まれてるのかどうか。1700万円やって、ただで持って来て燃やしてるのかどうかその辺がどういうことなんですかと言ってるの。

土木管理課長

いま処分費用の数字を具体的に1700万円ほどという数字につきましては、これは設計段階での費用を把握しているところでございます。実際にそれを請け負った業者等につきましては、クリーンセンターに処分料を払って処分しておりますが、クリーンセンターでの実際の処分費というものの集計は、現在のところ持ち合わせておりません。

道祖委員

単純に最高で1700万円払ってるから、1700万円をおそらく払っているだろうと、最高額は。けど、実際はそれだけ払っているかどうかはわからないということね。わかりました。そしたらいいです。1300トンを処理しているのはクリーンセンターで、わかりました。ありがとうございました。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。